

事務連絡
令和5年2月16日

関係団体 御中

厚生労働省

新型コロナウイルス感染症対策推進本部物資班

医療用物資の国備蓄品の売却について

平素は、新型コロナウイルス感染症対策の推進に格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

医療用物資の国備蓄品の売却については、令和4年5月31日付当班事務連絡及び同年7月19日付当班事務連絡により、非滅菌手袋の試行的売却について周知等をさせていただき、実施してきました。

その後、非滅菌手袋を含む個人防護具の5物資（サージカルマスク、N95マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド及び非滅菌手袋）の国備蓄品の売却について検討してきたところ、今般、サージカルマスクについて先行して売却入札を開始するとともに、それ以外の4物資についても順次、売却を実施する予定として、現時点での売却の具体的な内容、手続等について下記のとおり整理しましたので、ご連絡いたします。

貴団体におかれましては、別紙資料もご参照の上、下記売却の具体的な内容、趣旨等についてご了知くださるようお願いするとともに、貴団体所属の各会員、各医療機関等に周知をいただき、今般の医療用物資の売却の実施に際し、各医療機関等における、購入に係る検討や、国から備蓄品を直接買い受ける販売業者（卸業者）等への購入の申込み等の対応が円滑に進むよう、お取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

今後とも、新型コロナウイルス感染症対策の推進にご支援、ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 備蓄品売却の趣旨等

医療用物資については、令和2年3月以降、医療現場で需給が逼迫したため、国として調達し、都道府県を通じて医療機関に無償で配布を実施。医療用物資が不足する緊急事態において医療体制を確保し、医療従事者・国民の生命健康を守る役割を担ってきた。

国の医療用物資の備蓄は、輸入途絶や需給逼迫の再発生に備え、医療従事者・国民の生命健康を守るため、医療機関、生産・輸入業者、販売業者（卸業者）といった全ての関係者や国民にとっての公的基盤として、今後も必要なものと考えている。

このため、今後においても国として継続的に備蓄を確保するため、新たな調達を行っていくとともに、備蓄の入替えとして売却放出を実施する。国の医療用物資の備蓄のうち、使用期限切れまで 1 年程度の製品等を対象に売却を実施して、その有効活用を図っていくこととしており、今回の医療用物資の売却の実施も、このような備蓄事業の円滑な運営に寄与するものである。

なお、売却に当たっては、一般競争入札や公募の仕組みによるることを通じて、適正な価格で売却放出を実施していくこととしている。

2 医療用物資の売却の具体的な内容、手続等

① 売却実施の枠組み

ア 「入札」による売却の実施

医療用物資の国備蓄品の売却について、一般競争入札の仕組みにより行うこととし、医療用物資ごとに順次、売却入札の入札公告を行う。各売却入札の応札期限の後、開札、落札者決定を実施する。使用期限切れまで半年から 2 年程度の製品を売却対象として、具体的には以下のように実施する。

	売却数量	入札公告
(1)サージカルマスク	約 7500 万枚	2月 9 日 ※応札期限 2月 27 日 ※開札、落札者決定 3月 1 日
(2)アイソレーションガウン	約 2300 万枚（予定）	3月上旬頃（1回目入札）
(3)非滅菌手袋	約 3.0 億枚（1.5 億双） （予定）	及び 3月下旬頃（2回目入札）（予定）
(4)N95 マスク及びフェイスシールド	各約 10 万枚（予定）	3月上旬頃（予定）

※ アイソレーションガウン及び非滅菌手袋については、売却入札を 2 回実施し、売却製品を 2 回の売却入札に振り分ける。

サージカルマスクについては、先行して売却入札を開始している。売却実施の枠組み、今後のスケジュール等については、別紙資料 1 に整理しているので、ご参照いただきたい。

また、厚生労働省 HP

（ https://www.mhlw.go.jp/stf/shinsei_boshu/choutatsujouhou/chotatu/b-gpnyusatu/newpage_06636.html ）に入札情報を掲載しているので、ご参照いただきたい。

それ以外の 4 物資についても、順次、売却を実施する予定としており、今後、入札公告時に、売却対象製品及び数量を最終的に確定させた上で、各製品を型式、使用期限、保管場所等により区分した詳細な製品リストについて周知をさせていただく予定としている。具体的

内容、スケジュール等については、改めてご提示させていただきたい。

また、売却入札で売却が決定しなかった製品については、下記イで述べる「公募」の仕組みにより、各製品の売却数量を小口化した上で再度売却に付することとしている。

イ 「公募」による売却の実施

上記アの売却入札の実施後に、医療用物資の国備蓄品のうち、入札で売却が決定しなかつた製品について、「公募」の仕組みにより、各製品の売却数量を小口化した上で再度売却に付することとし、医療用物資ごとに順次、売却公募の公示を行う。売却公募では、購入希望口数（数量）により応募する口数制を導入することとしており、販売業者（卸業者）等において、入札で設定された売却単位ごとの売却数量では購入希望数量を上回るため応札を見送った場合などでも、購入希望口数により応募することができる。各売却公募の応募期限の後、開札、採択者決定を実施する。

サーナカルマスクについては、先行して売却公募を開始することとしており、それ以外の4物資も含めて具体的には以下のように実施する予定としている。

	購入希望口数（数量）の設定	公募公示
(1)サーナカルマスク	1 口原則 1 万枚（検討中）	3月上旬（予定） ※応募期限 3月下旬（予定） ※開札、採択者決定 3月下旬（予定）
(2)アイソレーションガウン	1 口原則 2000 枚（検討中）	4月下旬頃（予定）
(3)非滅菌手袋	1 口原則 12 万枚（6 万双） (検討中)	
(4)N95 マスク及びフェイスシールド	（検討中）	

※ アイソレーションガウン及び非滅菌手袋については、2回の売却入札で売却が決定しなかつた製品を一括して売却公募を実施する。

※ 売却公募では、応募者（買い手）のニーズに対応し、購入を希望する口数及び1枚当たり購入単価により応募を受け付ける。当該売却単位の購入希望者が複数の場合は、購入単価が高い応募者から順にその希望口数（希望数量）で売却を行うものとし、売却の累積数量が当該売却単位の売却数量に達するまで売却を行う。

サーナカルマスクについては、売却実施の枠組み、今後のスケジュール等について、別紙資料 1 に整理しているので、ご参照いただきたい。

それ以外の4物資についての売却公募の具体的な内容、スケジュール等については、改めてご提示させていただきたい。

② 売却対象製品

サーナカルマスクの売却対象の8製品について別紙資料 2 でリスト及びカタログを整理

しているので、ご参照いただきたい。

また、それ以外の 4 物資の売却予定製品について別紙資料 3 でカタログを整理しているので、ご参照いただきたい。今後、数量等を確認して、売却対象製品を最終的に確定させていくこととしている。

なお、サージカルマスク以外の 4 物資の売却予定製品のカタログは本年 2 月時点のデータで作成しており、その後の配布状況等により、数量が変動する場合や、売却製品から外れる場合がある。

③ 国の売却手続

売却は一般競争入札及び公募の仕組みにより行うこととしており、厚生労働省では、売却の入札公告及び公募公示において、応札・応募の具体的な手続等について提示することとしている。売却対象の各製品を型式、使用期限、保管場所等により区分した詳細な製品リストについても提示する。

なお、下記⑤で述べるように、売却製品の納品方法については、サージカルマスクについては全部の製品について国がその負担で、売却入札・公募での買受人に配送する「配送方式」とすることとしており、それ以外の 4 物資についても、「配送方式」を設定することを検討している。

④ 医療機関等での具体的な購入方法

ア 販売業者等からの購入

売却は一般競争入札や公募の仕組みにより行うこととしているため、国から購入する（応札・応募する）のは入札参加資格を有する事業者（販売業者等）と想定しており、医療機関等は、販売業者等に、国の売却製品を取り扱っているか否かや、販売業者等からの購入条件などの相談、購入の申込み等を行って、販売業者等から購入することを想定している。購入の具体的なフローについては、別紙資料 4 をご参照いただきたい。医療機関等が販売業者等への購入の相談、申込み等を行う場合、その相談、申込み等については、販売業者等において国の売却入札・公募への応札・応募を検討する、応札・応募の期限までの期間中に、適宜行っていただくことを想定している。

ただし、医療機関等が国備蓄品の売却入札・公募に応札・応募する場合は、国から購入することができる。

販売業者や医療機関等が国の売却入札・公募に応札・応募する場合、競争参加資格として、「物品の買受け」の全省庁統一資格（競争参加地域は「関東・甲信越」）を取得している必要がある。具体的には、別紙資料 5 をご参照いただきたい。

医療機関等から購入の相談、申込み等を受けた販売業者等においては、医療機関等とその購入希望製品の販売に向けた調整や、その製品の国の売却入札・公募への応札・応募の検討を行うことを想定しているが、検討の結果、応札・応募を見送ることとしたり、応札・応募したが価格競争の結果、落札できないなどで、医療機関等へのその購入希望製品の販売が実現しない結果となる場合もあるので、ご承知おきいただきたい。

イ G-MIS の活用

医療機関等が購入を希望する場合、通常取引している販売業者等に相談や申込み等を行うことが想定されるが、その際、その販売業者等が購入希望製品を取り扱っていない場合もある。このような場合などでも、購入希望製品を取り扱っている販売業者等につながるよう、医療機関の購入希望を、G-MIS を活用して調査し、都道府県単位で販売業者等に提供する仕組みを設けている。

G-MIS を活用した調査は、本年 1 月 20 日を回答期限として、G-MIS 登録医療機関を対象に実施し、また、その購入希望を販売業者等に提供したところであり、それによって、販売業者等において、購入を希望する医療機関とその購入希望製品の販売に向けた調整や、その製品の国の売却入札・公募への応札・応募の検討に活用していただくことにつなげるものとしている。

⑤ 売却製品の納品

売却製品は、サーヒカルマスクについては全部の製品について国がその負担で、売却入札・公募での買受人（販売業者等。ただし、医療機関等が応札・応募して買受人となった場合は、当該医療機関等）に配送する「配送方式」とし、原則、週 1 回で 5 回以内の配送を行うこととしており（即時での引渡しではない）、配送頻度を引き上げるとともに、配送数量を小口化する。それ以外の 4 物資についても、「配送方式」を設定することを検討している。納品方法が「配送方式」で設定された売却製品の売却入札・公募では、国の配送費用等を除いた製品の購入価格で、競争を実施する。

なお、売却公募において、売却製品を購入希望口数により小口化して購入した場合でも、サーヒカルマスクについては全部の製品について「配送方式」で納品し、原則、週 1 回で 5 回以内の配送を行う予定としている。

売却製品の引渡しは、国との売買契約締結後、契約金額の納付を経て行うこととしており、売却入札・公募での開札、買受人決定後、概ね 1 カ月程度を目途に開始されると見込んでいる。その後、その売却製品を買受人（販売業者等）が医療機関等に販売し、納品することを想定している。

3 令和 5 年度の備蓄品売却の予定等

令和 5 年度においても、アイソレーションガウン、非滅菌手袋等の医療用物資について売却を検討し、実施していくこととしている。上期及び下期で 2 回の実施を検討しており、今後、具体的な内容、スケジュール等について整理し、ご提示させていただきたい。